

犬の登録と狂犬病予防注射をしまじょう

ご存知ですか？生後3ヶ月以上の犬については、町へ登録をすることと毎年1回の狂犬病予防注射を接種することが法律で定められています。

昨年末に、フィリピンで犬に咬まれた（軽症）日本人男性2人が、狂犬病を発症し死亡しました。日本で狂犬病を発症し死亡したのは、ネパールで野犬に咬まれ死亡した男性以来36年ぶりのことで、ニユース等でも大きく取り上げられたことは記憶に新しいところだと思えます。

日本ではなじみの薄い病気ですが、世界では毎年5万人以上の人と数十万以上の動物（野生動物およびペットを含む）が狂犬病により死亡しているといわれています。

残念ながら現在でもその治療方法は確立されておらず、発症すると100%死亡してしまふ恐ろしい病気です。しかし、潜伏期間が1〜3ヶ月あり、その間に迅速かつ適切にワクチンを接種することにより狂犬病の発症を予防する

ことができます。

日本を含むアジアでは犬が狂犬病の流行を媒介する唯一の動物です。世界では狂犬病を媒介する動物が多数あり制圧は難しいですが、日本では犬のみが媒介するのでその予防については容易であります。

世界保健機構（WHO）の勧告では、狂犬病予防接種率が70%以上であれば狂犬病の流行を阻止できるとしていますが、日本での接種率は50%前後であり、いつ狂犬病が発生し、流行してもおかしくない状況です。

町に登録されている飼犬の接種率は72.5%ですが、登録をしておらず未接種の飼犬が多数いると思われれます。



町では4月に集合注射を合計3日間実施します。現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けていない方もこの機会に予防接種を受けてください。（現在獣医にかかっている方は医師の指導に従ってください。）

日時

- 4月12日(木)
 - 午後1時から2時まで ふれあいセンター
 - 午後2時30分から3時30分まで
- 五霞町役場
 - 4月15日(日)
 - 午後1時から2時まで
- 五霞町役場

持参するもの

通知はがき（既に登録済の飼犬については3月上旬にはがきを送付します。捺印の上お持ちください。）

手数料等

登録料	2,000円
狂犬病予防注射料	2,950円
注射済票交付手数料	350円

既に登録済の飼犬についてはとの合計金額になります。新たに犬を飼われた方や犬の登録をされていない方で集合注射会場にて登録をされる方につきましては印鑑（認印）をご持参ください。

犬の放し飼いはやめましょう

犬の散歩中に、放し飼いにされていた犬に追いかけて怖い思いをしたという経験、ありませんか？犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。自分の犬はおとなしいから大丈夫だとか昼間は犬の散歩が出来ないからといって夜間に放し放しすることは非常に危険なことです。飼主の皆様は、次のようなルールを守って、正しく飼いましょう。

- ① 散歩のときも、引き綱は必ずつけましょう。
- ② 散歩中、「ふん」をしたときは、必ず持ち帰りましょう。
- ③ ペットを捨てないでください。飼っていただけの方を探しましょう。
- ④ 家の中で飼っている場合でも必ず首輪と名札、注射済票をつけましょう。
- ⑤ 引き綱、首輪はきれそうになっていませんか？現在、犬をつないでいるもので十分かどうか確認をしましょう。
- ⑥ ペットが逃げてしまった場合は、飼主が責任を持って探しましょう。

